

基本目標Ⅱ 暴力の根絶と困難を抱える女性への支援

DVの防止の観点から、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さないという意識を社会全体で共有することが求められています。

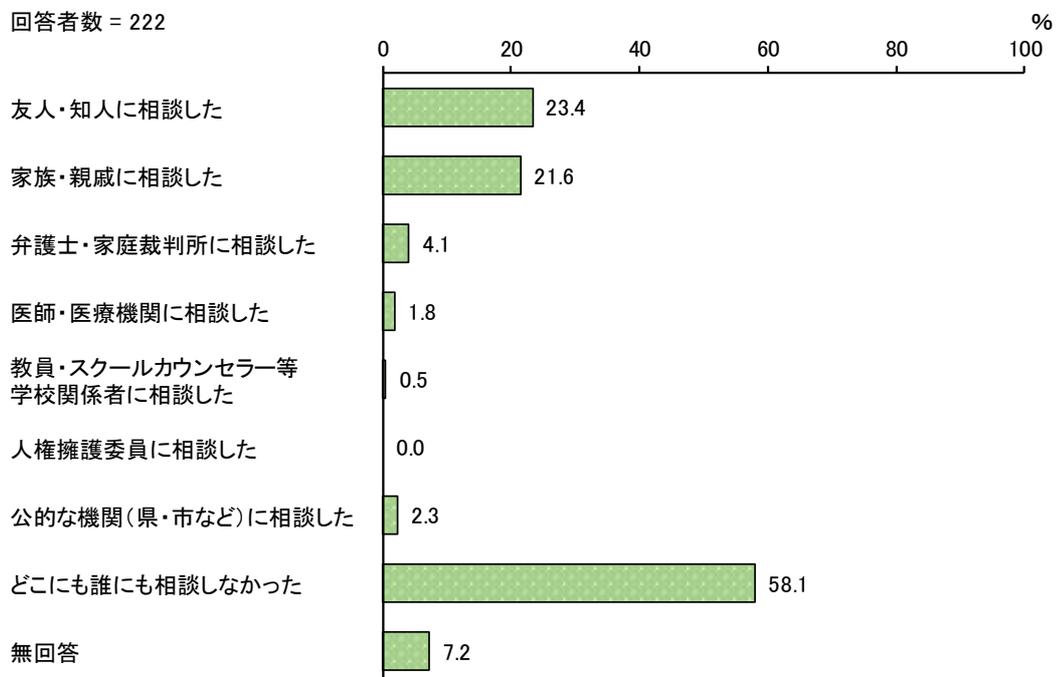
市民意識調査結果では、配偶者・恋人から暴力を受けた人が1割程います。また、配偶者等から暴力を受けたことがある人のうち、「どこにも誰にも相談しなかった」の割合が約6割と最も高く、その理由として「相談するほどのことではなかった」「自分にも悪いところがあった」「自分さえ我慢すれば何とかやっていけると思った」などの意見が挙がっています。

そのため、配偶者等に対して暴力を振るうことが、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて、市民に広く周知されることが必要です。

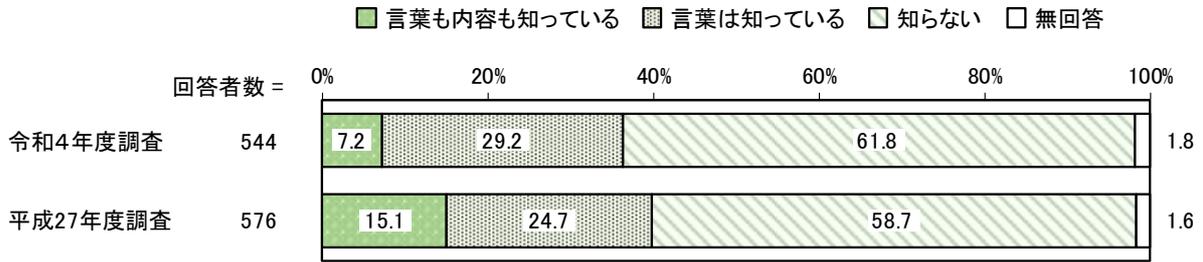
また、「甲府市女性総合相談室」を市民に広く知ってもらうため、DVの相談機関の周知を図るとともに、保健・医療機関や学校、保育園、地域団体など関係機関と情報共有し、潜在化しがちな被害者が相談しやすい環境をつくることが重要です。

さらに、人権教育、ジェンダー平等教育または人間関係についての教育を推進し、若年層に対しては、交際相手からの暴力（デートDV）について積極的に情報を提供するとともに、未然の防止のための知識の習得が必要です。

[DVを受けた際の相談先について（R4市民意識調査）]



[甲府市女性総合相談室の認知度について（市民意識調査）]



また、DVによる被害の相談件数は全国的に増加しています。DVは、被害者への重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会の実現を妨げるものであり、DVに関する正しい知識の普及が今後も必要であることから、「いかなる暴力も絶対に許さない」という意識の確立が求められます。

市民意識調査結果によると、DV等を防止するために必要な対策について、「「配偶者(パートナー)からの暴力は犯罪である」という意識づくりのための啓発活動」の割合が46.3%と最も高くなっています。

様々な暴力を根絶するため、暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための幼少期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備等、警察や相談所など関係機関や民間団体が連携し、暴力根絶に向けた基盤づくりの強化が必要です。

また、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等各種ハラスメントも社会的にも広く認識されるようになり、これらのハラスメントを根絶するため、人間の尊厳に関わる基本的人権の問題としてとらえ、事業所や教育現場等において、ハラスメントの防止対策を徹底して行うことが必要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大などを背景に、健康や生活、収入への不安が広がっている傾向にあります。こうした不安を解消できるよう、支援制度の充実と周知を図っていく必要があります。



Ⅱ－1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援

【第2次甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画】

夫婦・恋人間のDVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。しかし、言葉による暴力などはDVであるにもかかわらず、そう認識されていないのが現状です。

暴力を防止するために暴力を容認しない社会の実現と、被害者を早期発見し適切な相談や対応を行える環境づくりを進めます。



市民の取り組み

- DVを受けたときは、一人で悩まないで、「山梨県配偶者暴力相談支援センター」や「警察」、「甲府市女性総合相談室」などに相談しましょう。
- DV被害者を見つけた場合、「山梨県配偶者暴力相談支援センター」や「警察」、「甲府市女性総合相談室」などに相談するよう勧めましょう。



行政の取り組み

- 【第2次甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画】に定められている取組を行います。その概略は、次のとおりです。

【第2次甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画】概要

<基本目標>

- I 配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成
 - 1 普及啓発の推進
 - 2 通報や相談窓口に関する情報提供
 - 3 若年層への教育の充実
- II 被害者への相談支援の充実及び安全の確保
 - 4 相談支援の充実
 - 5 被害者の安全の確保
- III 被害者の自立支援の充実
 - 6 住宅の確保に向けた支援
 - 7 就業に向けた支援
 - 8 経済的支援等の生活支援
- IV 職務関係者の資質向上
 - 9 相談員等の資質向上及び研修の充実
- V 関係機関との連携の強化
 - 10 関係機関との連携強化



Ⅱ－２ 暴力の予防と根絶の推進

① 女性に対する暴力の防止と根絶のための基盤づくり

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。この認識を広く社会に徹底し、市民一人ひとりが認識を持つための啓発に努め、女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指します。



市民の取り組み

- 女性に対する暴力は、女性の人権を侵害し、女性や社会に深刻な影響を及ぼすことを理解しましょう。
- 暴力被害を告発しやすい環境を作りましょう。



行政の取り組み

- 人権に関する講座やパネル展等を開催し、女性に対する暴力の防止への啓発を行います。
(人権男女参画課)

② 子どもに対する性暴力の防止・救済に向けた環境の整備

内閣府が令和2年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、性被害にあった人は20歳代が45.8%と最も多いほか、18歳未満で被害にあった人が約3割を占めています。

また、被害者が子どもの場合は、身体的・精神的に大きな被害を受け、生涯の生活に深刻な影響を及ぼすことに十分配慮し、必要な支援を適切に受けられるよう関係機関や庁内の連携体制の強化に努めます。



市民の取り組み

- 性暴力の被害にあわないため、デートDV等に関する知識を深めましょう。



行政の取り組み

- 要保護児童の適切な保護または要支援児童若しくは特定妊婦への支援を図るため要保護児童対策地域協議会において、児童虐待の防止について情報共有を図るとともに、児童相談所との連携に努めます。
(子育て支援課)



③ セクシュアル・ハラスメント等の防止・救済に向けた環境の整備

セクシュアル・ハラスメントは、被害者の人権を著しく侵害し社会的にも許されない行為です。また、職場における人権侵害として、パワーハラスメントの問題も深刻化しています。

各種ハラスメントの防止に向けて、事業者等に対してハラスメントに関する法制度の周知に努め、ハラスメント防止対策を推進します。



市民の取り組み

- 各種ハラスメントは人権を侵害する問題だと理解しましょう。



事業者の取り組み

- 事業所内でハラスメント被害にあった従業員が相談できる体制をつくりましょう。
- 事業所内研修等で各種ハラスメント防止の重要性について周知しましょう。



行政の取り組み

- 関係機関と連携して、ハラスメント防止のための啓発やホームページ等による相談窓口の情報提供に努めます。(人権男女参画課)
- セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する啓発図書やDVD等の貸し出しを行います。(人権男女参画課)
- セクシュアル・ハラスメント等の防止について事業者等へ働きかけます。(人権男女参画課)

II-3 生活上の困難に対する支援

① 困難に直面する女性に対する支援

女性は非正規雇用労働者の割合が高く、このことが貧困に陥りやすい背景の一つとなっています。また、近年の経済の低迷に伴う雇用・就業環境の急激な変化により、貧困など困難な状況に置かれた人が増えています。

このような状況を解消するため、生活困窮者に対する相談支援や就労支援等、それぞれの状況に対応した支援を行います。



市民の取り組み

- 地域で支援を必要としている人への声掛け、見守りを行きましょう。



行政の取り組み

- 社会的・経済的な格差を背景に、男性よりも貧困等の生活上の困難に直面しやすい立場にある女性に対し、困難を抱える女性・家庭の早期発見に努め、経済的支援や就労、生活面などの支援を行います。（生活福祉課）
- 外国人・高齢者・障がい者などで、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人へ支援に関する情報提供に努めます。（人権男女参画課）
- 社会から孤立している女性など、生活上の悩みや不安を抱える人に対して、女性が集う居場所を提供するほか、相談体制の充実を図ります。**レガシー**（人権男女参画課）

② ひとり親家庭等に対する支援の充実

社会的に困難な状況に置かれがちなひとり親家庭に対し、生活の安定と経済的自立に向けた支援や、日常生活における様々な支援を行っていくことが重要です。

ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、子育て支援や就労支援等、それぞれの家庭の状況に応じた支援を行います。



市民の取り組み

- ひとり親家庭等を支援する公的制度等を知り、必要としている人に伝えましょう。



事業者の取り組み

- 子育てしながら働き続けることができる職場環境づくりに努めましょう。



行政の取り組み

- ひとり親家庭に対して、きめ細かな相談を行い、経済的支援、就労支援、生活支援など自立に向けた支援を行います。（子育て支援課）
- 対象者が適切に支援を受けられることができるよう支援制度等の普及啓発を行います。（子育て支援課）